

学習指導要領改訂についてのこれまでの状況

平成17年2月 学習指導要領の見直しに着手(大臣からの要請)

平成18年12月 教育基本法改正

平成19年6月 学校教育法改正

平成19年11月7日 中央教育審議会教育課程部会「審議のまとめ」

広く国民から意見募集(11/8 ~ 12/7)
関係団体からヒアリング

平成20年1月17日 中央教育審議会「答申」

平成20年2月15日 幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領改訂案公表

広く国民から意見募集(2/16 ~ 3/16)

平成20年3月28日 幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領改訂

平成20年6月13日 小・中学校の移行措置に関する省令・告示を公示

平成20年12月22日
高等学校、特別支援学校学習指導要領等改訂案公表

広く国民から意見募集(12/23 ~ 1/21)

平成21年3月9日
高等学校、特別支援学校学習指導要領等改訂

高等学校学習指導要領の改訂のポイント

1. 今回の改訂の基本的考え方

教育基本法改正等で
明確になった
教育の理念を踏まえ、
「生きる力」を育成

知識・技能の習得と
思考力・判断力・表現力等
の育成のバランスを重視

道徳教育や体育などの
充実により、豊かな心や
健やかな体を育成

2. 卒業単位数、必修科目、教育課程編成時の配慮事項等

卒業までに修得させる単位数は、現行どおり74単位以上
共通性と多様性のバランスを重視し、学習の基盤となる国語、数学、外国語に共通必修科目を設定
するとともに、理科の科目履修の柔軟性を向上
週当たりの授業時数(全日制)は標準である30単位時間を超えて授業を行うことができることを明確化
義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るための学習機会を設けることを促進

3. 教育内容の主な改善事項

言語活動の充実

国語をはじめ各教科等で批評、論述、討論などの学習を充実

理数教育の充実

近年の新しい科学的知見に対応する観点から指導内容を刷新(例: 遺伝情報とタンパク質の合成、膨張する宇宙像)
統計に関する内容を必修化(数学「数学」)
知識・技能を活用する学習や探究する学習を重視(「課題学習」(数学)の導入、「数学活用」「理科課題研究」の新設等)
指導内容と日常生活や社会との関連を重視(「科学と人間生活」の新設)

伝統や文化に関する教育の充実

歴史教育(世界史における日本史の扱い、文化の学習を充実)、宗教に関する学習を充実(地理歴史、公民)
古典、武道、伝統音楽、美術文化、衣食住の歴史や文化に関する学習を充実(国語、保健体育、芸術
「音楽」、「美術」、家庭)

道徳教育の充実

学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育について、その全体計画を作成することを規定
人間としての在り方生き方に関する学習を充実(公民「現代社会」、特別活動)

体験活動の充実

ボランティア活動などの社会奉仕、就業体験の充実(特別活動)
職業教育において、産業現場等における長期間の実習を取り入れることを明記

外国語教育の充実

高等学校で指導する標準的な単語数を1,300語から1,800語に増加
授業は英語で指導することを基本 (中学校、高等学校合わせて2,200語から3,000語に増加)

職業に関する教科・科目の改善

職業人としての規範意識や倫理観、技術の進展や環境、エネルギーへの配慮、地域産業を担う人材の
育成等、各種産業で求められる知識と技術、資質を育成する観点から科目の構成や内容を改善

重要事項

体育、食育、安全教育を充実
環境、消費者に関する学習を充実
情報の活用、情報モラルなどの情報教育を充実
部活動の意義や留意点を規定
障害に応じた指導を工夫(特別支援教育)
「はどめ規定」(詳細な事項は扱わないなどの規定)を原則削除

高等学校の各学科に共通する教科・科目等及び標準単位数 〔改訂後〕

教科	科目	標準単位数	必履修科目
国語	国語総合	4	2単位まで可
	国語表現	3	
	現代文A	2	
	現代文B	4	
	古典A	2	
	古典B	4	
地理歴史	世界史A	2	┌ ├ ├ ├ ├ └
	世界史B	4	
	日本史A	2	
	日本史B	4	
	地理A	2	
	地理B	4	
公民	現代社会	2	「現代社会」又は「倫理」・「政治・経済」
	倫理	2	
	政治・経済	2	
数学	数学	3	2単位まで可
	数学	4	
	数学	5	
	数学A	2	
	数学B	2	
	数学活用	2	
理科	科学と人間生活	2	┌ ├ ├ ├ ├ ├ ├ ├ ├ └
	物理基礎	2	
	物理	4	
	化学基礎	2	
	化学	4	
	生物基礎	2	
	生物	4	
	地学基礎	2	
	地学	4	
	理科課題研究	1	
保健体育	体育	7~8	
	保健	2	
芸術	音楽	2	┌ ├ ├ ├ ├ ├ ├ ├ ├ ├ └
	音楽	2	
	音楽	2	
	美術	2	
	美術	2	
	美術	2	
	工芸	2	
	工芸	2	
	工芸	2	
	書道	2	
	書道	2	
外国語	コミュニケーション英語基礎	2	2単位まで可
	コミュニケーション英語	3	
	コミュニケーション英語	4	
	コミュニケーション英語	4	
	英語表現	2	
	英語表現	4	
	英語会話	2	
家庭	家庭基礎	2	┌ ├ └
	家庭総合	4	
	生活デザイン	4	
情報	社会と情報	2	┌ └
	情報の科学	2	
総合的な学習の時間		3~6	2単位まで可

教科	科目	標準単位数	必履修科目
国語	国語表現	2	┌ ├ ├ ├ ├ └
	国語表現	2	
	国語総合	4	
	現代文	4	
	古典	4	
	古典講読	2	
地理歴史	世界史A	2	┌ ├ ├ ├ ├ └
	世界史B	4	
	日本史A	2	
	日本史B	4	
	地理A	2	
	地理B	4	
公民	現代社会	2	「現代社会」又は「倫理」・「政治・経済」
	倫理	2	
	政治・経済	2	
数学	数学基礎	2	┌ ├ ├ ├ ├ └
	数学	3	
	数学	4	
	数学	3	
	数学A	2	
	数学B	2	
理科	理科基礎	2	┌ ├ ├ ├ ├ ├ ├ ├ ├ └
	理科総合A	2	
	理科総合B	2	
	物理	3	
	物理	3	
	化学	3	
	化学	3	
	生物	3	
	生物	3	
	地学	3	
地学	3		
保健体育	体育	7~8	
	保健	2	
芸術	音楽	2	┌ ├ ├ ├ ├ ├ ├ ├ ├ ├ └
	音楽	2	
	音楽	2	
	美術	2	
	美術	2	
	美術	2	
	工芸	2	
	工芸	2	
	工芸	2	
	書道	2	
	書道	2	
外国語	オール・コミュニケーション	2	┌ ├ ├ ├ ├ └
	オール・コミュニケーション	4	
	英語	3	
	英語	4	
	リーディング	4	
	ライティング	4	
家庭	家庭基礎	2	┌ ├ └
	家庭総合	4	
	生活技術	4	
情報	情報A	2	┌ ├ └
	情報B	2	
	情報C	2	
総合的な学習の時間		3~6	

下線 必履修科目を変更した教科
科目構成を変更した箇所

特別支援学校学習指導要領等の改訂のポイント

1. 今回の改訂の基本的考え方

幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教育課程の改善に準じた改善

障害の重度・重複化、多様化に対応し、一人一人に応じた指導を一層充実

自立と社会参加を推進するため、職業教育等を充実

2. 主な改善事項

障害の重度・重複化、多様化への対応

障害の重度・重複化、発達障害を含む多様な障害に応じた指導を充実するため、「自立活動」の指導内容として、「他者とのかかわりの基礎に関すること」などを規定

重複障害者の指導に当たっては、教師間の協力した指導や外部の専門家を活用するなどして、学習効果を高めるようにすることを規定

一人一人に応じた指導の充実

一人一人の実態に応じた指導を充実するため、すべての幼児児童生徒に「個別の指導計画」を作成することを義務付け

学校、医療、福祉、労働等の関係機関が連携し、一人一人のニーズに応じた支援を行うため、すべての幼児児童生徒に「個別の教育支援計画」を作成することを義務付け

自立と社会参加に向けた職業教育の充実

特別支援学校（知的障害）における職業教育を充実するため、高等部の専門教科として「福祉」を新設

地域や産業界と連携し、職業教育や進路指導の充実を図ることを規定

交流及び共同学習の推進

障害のある子どもと障害のない子どもとの交流及び共同学習を計画的・組織的に行うことを規定

高等学校・特別支援学校学習指導要領実施スケジュールの概要

高等学校

平成21年度中に周知徹底を図り、可能なものは先行して実施
平成25年度入学生から新学習指導要領を年次進行で実施

1. 総則、総合的な学習の時間、特別活動は平成22年度から実施

直ちに実施可能な、総則、総合的な学習の時間、特別活動については、平成22年度から新学習指導要領の規定を先行実施。(総則のうち、各教科・科目及び標準単位数及び必履修教科・科目に関する規定を除く)

2. 数学及び理科は平成24年度入学生から年次進行で実施

数学及び理科については、平成24年度入学生から、教科書を準備した上で新学習指導要領による指導を実施。(平成24年度入学生は、中学校3年間、新中学校学習指導要領に準じた指導を移行措置として受けているため)

3. 他の各教科等

(1) 国語、地理歴史、公民、外国語、家庭、情報、 専門教科(「(2)その他の教科」以外)

平成25年度までに教科書の編集・検定・採択を行い、平成25年度入学生から年次進行で実施。

(2) その他の教科

専門教科(福祉)

新しい介護福祉士養成課程に対応するため、学校の判断により、平成21年度から新学習指導要領によることも可能。

保健体育、芸術、専門教科(体育、音楽、美術)

学校の判断により、平成22年度から新学習指導要領によることも可能。

特別支援学校

幼稚部は、平成21年度から実施

小・中学部は、小学校・中学校学習指導要領の実実施スケジュールに準拠(平成21年度から移行措置、平成23年度から小学部実施、平成24年度から中学部実施)

高等部は高等学校学習指導要領の実実施スケジュールに準拠

新学習指導要領 実施スケジュール(概要)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
幼稚園	告示 周知・徹底	全面実施	全面実施	全面実施	全面実施	全面実施
小学校	告示 周知・徹底	先行実施 総則等 算数、理科	総則等 算数、理科	全面実施	全面実施	全面実施
中学校	告示 周知・徹底	先行実施	先行実施 総則等 数学、理科	総則等 数学、理科	全面実施	全面実施
高等学校	告示	周知・徹底	先行実施	総則等 先行実施(年次進行) 数学、理科	総則等 先行実施(年次進行) 数学、理科	年次進行 で実施

**「学校教育法施行規則の一部を改正する省令案並びに高等学校学習指導要領案及び特別支援学校学習指導要領案等に対する
意見公募手続(パブリックコメント)」に対して寄せられたご意見等について**

平成21年3月9日
文部科学省 初等中等教育局 教育課程課・特別支援教育課

標記について、平成20年12月23日から平成21年1月21日まで文部科学省のホームページ等を通じてご意見を募集したところ、計3,592件のご意見をいただきました。お寄せいただいた意見と、それらに対する当省の考え方について、以下のとおり取りまとめました。なお、取りまとめの都合上、いただいたご意見のうち、同趣旨のものは適宜集約し、また、意見公募手続(パブリックコメント)の対象となる事項についてのみ考え方を示させていただきます。今回、ご意見をお寄せいただきました方々のご協力に厚く御礼申し上げます。

(高等学校)

意見番号	教科等	意見内容	回答
1	全般	学習指導要領が必ず実施されるような制度を構築すべき。	学習指導要領は、学校教育法施行規則の規定に基づいて、教育課程の基準として文部科学大臣が告示として定めるものであり、各学校において教育課程を編成、実施をする場合、この学習指導要領に基づいて編成、実施をしなければならないという意味において法的な拘束力を有しています。文部科学省としては、新学習指導要領が確実かつ円滑に実施できるよう、必要な教育条件の整備に取り組んでまいります。
2	全般	新しい学習指導要領の理念を実現するための予算面、設備面、人的配置面の条件整備をすべき。	文部科学省としては、新学習指導要領の円滑な実施に向け、必要な教育条件の整備にしっかりと取り組んでまいります。
3	全般	高等学校学習指導要領の先行実施はできるだけ早く行うべき。	高等学校の新学習指導要領の実施は、新しい教科書を準備した上で、平成25年度入学生から年次進行で行いますが、数学及び理科については、教科書の作成を前倒しし、平成24年度入学生から年次進行で実施することとしています。
4	全般	数学・理科の平成24年度からの先行実施を見直すべき。学校現場での時間をかけた分析・検討の機会が必要。	平成24年度入学生は、数学・理科については、中学校3年間、新中学校学習指導要領に準じた指導を移行措置として受けているため、中学校での学習を高等学校での学習に生かすことができるよう、高等学校の新学習指導要領については平成24年度入学生から年次進行で先行実施することとしています。
5	全般	平成24年に数学と理科だけが新学習指導要領に基づく授業時間配当になると、他教科との時間配分を検討する上で学校現場が混乱するので配慮が必要。	新学習指導要領が移行措置を含め円滑に実施されるよう、文部科学省としても趣旨・内容の周知を図るとともに、必要な支援に努めてまいります。
6	全般	公共の精神の育成や自由と自己責任を重視すべき。	今回の改訂では、改正教育基本法において、「公共の精神」や「自律の精神」が明示されたことを踏まえ、総則において、従来から規定されていた「自律の精神」に加え、「公共の精神」を尊ぶことを新たに規定しています。

意見番号	教科等	意見内容	回答
7	全般	各教科等において食育を推進することが必要。	今回の改訂では、学校における食育の推進について、総則において「食育の推進」と規定し、学校教育活動全体を通じて指導の充実を図るとともに、家庭、保健体育、特別活動においても食育について規定しました。
8	全般	すべての子どもたちが自己実現をし、社会のなかで多くの人々とともに生き、未来にむかって歩いていくために必要なものとして「学力」をとらえるべき。	今回の改訂においても「生きる力」をはぐくむことを基本理念としています。これは、「基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力」に加え、「自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性」、「たくましく生きるための健康や体力」を含む理念です。
9	全般	「はどめ規定」の削除により、学習指導要領の大綱的基準としての性格が揺らぎ、大学入試に影響を与えるとともに、高校間格差が更に拡大する恐れがある。	今回の改訂におけるいわゆる「はどめ規定」の原則削除は、各学校がそれぞれの創意工夫を生かした特色ある授業を実施できることを明確にするために行ったものであり、学習指導要領の大綱的基準としての性格は変わりません。なお、大学入学者選抜においても、今回の改訂の趣旨を踏まえた出題がなされるよう配慮を求めてまいります。
10	全般	理科、数学等の内容で「はどめ規定」が原則削除されたことを評価する。	
11	全般	学習指導要領が求める基礎・基本が何であるかを明確にすべき。	高等学校学習指導要領においては、全ての高校生に指導すべき必修科目を明示しており、それらの科目は「生きる力」を育成する基礎となるものと考えています。今回の改訂では、さらに、知識及び技能の習得と、それらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の育成とを、具体的にどのような学習活動を通じて行うのがより明確になるよう、各教科において言語活動の具体例を示しています。
12	全般	中高の教育課程の連続性が確保できるよう、一貫校や学校法人等に対しては、より柔軟な教育課程編成を可能にすべき。	今回の改訂では、中高の円滑な接続に配慮して見直しをおこなっています。また、法令上の中高一貫校は教育課程の特例の適用を受けることができることとなっています。なお、今回の改訂でも高等学校での必修科目は最低31単位を維持しており、引き続き弾力的な教育過程編成が可能となっていますが、教育課程特例校制度により、文部科学大臣の指定を受けた上で、独自の特別な教育課程を編成することが可能となります。
13	全般	特定の団体等による偏向教育が行われないような制度を構築すべき。	学習指導要領に規定する内容は、すべての学校において取り扱わなければならないと示している内容を加えて指導する場合も教科等の目標や内容の趣旨を逸脱することは許されません。また、今回の改訂により、総則において、教育基本法、学校教育法及び学習指導要領に掲げる目標を達成するよう教育を行う必要があることを明確にしています。

意見番号	教科等	意見内容	回答
14	全般	新学習指導要領の理念に合致した大学入試制度の抜本的改革を行うべき。	大学入学者選抜において、今回の改訂の趣旨を踏まえた出題がなされるよう配慮を求めてまいります。
15	総則等	学習指導要領について達成目標としての性格を明確にすべき。	学習指導要領は、全国的に一定の教育条件を確保する観点から、学校や教師がすべての子どもたちに指導すべき内容を示したものであり、この点は今回の改訂でも変更はありません。なお、教育基本法第2条や学校教育法第21条等の規定を踏まえ、総則において「教育基本法及び学校教育法その他の法令…に従い、…適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。」と新たに規定しています。
16	総則等	日本国憲法に従って学校教育が行われることを明確にすべき。	高等学校学習指導要領の総則の教育課程編成の一般方針において、「各学校においては教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、(中略)教育を行うものとする。」と規定しており、具体的な法令名としては、学校教育について直接規定している教育基本法及び学校教育法を掲げていますが、これらの法令も日本国憲法に従って定められているものであり、学校教育が日本国憲法に従って行われることは当然のことと考えています。
17	総則等	知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視するのであれば、「自ら学び自ら考える力の育成」を引き続き盛りこむべき。	今回の改訂では、「思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむ」ことや、「主体的に学習に取り組む態度」を養うことを規定しており、「自ら学び、自ら考える力の育成」を図っていくことに変更はありません。
18	総則等	我が国の伝統や文化についての教育を充実させるべき。	今回の改訂では、改正教育基本法において、「伝統と文化を尊重」することが規定されたことを踏まえ、総則において「伝統と文化を尊重」することを新たに規定するとともに、各教科において、伝統と文化に関する教育の充実を図っています。
19	総則等	伝統・文化を重視すべきではない。国家による愛国心の押し売りであり、思想信条の自由を保障する日本国憲法の信条から大きく乖離している。	
20	総則等	愛国心を養うために指導要領の総則に明記することは重要。国語、地理歴史、公民などの各教科で愛国心を培う指導を行うべき。	今回の改訂では、改正教育基本法において、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する」ことが規定されたことを踏まえ、総則において「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛」することを規定するとともに、各教科において伝統や文化に関する教育の充実を図り、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を育成することとしています。
21	総則等	国民の間で議論の分かれる国を愛する態度の育成は記述すべきでない。	
22	総則等	道徳教育の確実な実施・充実のため、教員研修などの条件整備が必要。	今回の改訂を踏まえ、文部科学省としても学校関係者などに新学習指導要領についての集中的な周知・徹底を図るとともに、教員研修の場を通じて、道徳教育の指導者の養成に努めてまいります。

意見番号	教科等	意見内容	回答
23	総則等	道徳教育の強化に反対。一方的な道徳観の押しつけになりうる。	改正教育基本法において、教育の目標として「道徳心を培う」ことが明記されたことを踏まえ、道徳教育の充実を図ることは重要な課題です。道徳教育は、ご指摘のような一方的な道徳観の押しつけを行うものではありません。
24	総則等	道徳教育の「全体計画」を作成することを評価する。確実な実行につなげられるような形式、分量の設定を求めたい。	今回の改訂では、道徳教育を充実する観点から、学校としての道徳教育の指導の方針や重点を明確にした全体計画を作成することを新たに明記しました。文部科学省としては、今後、道徳教育の全体計画を作成する趣旨や具体的なイメージ等について解説等において明らかにし、十分な周知を図っていきたいと考えています。
25	総則等	道徳教育計画作成の義務化は一方的な道徳観の押しつけになるのでやめるべき。社会に出て市民としての教育や主権者教育をするべき。	今回の改訂では、道徳教育の指導の方針や重点を明確にした全体計画を作成することにより、全教師が協力して学校の教育活動全体を通じた道徳教育が展開されることを目指しており、一方的な道徳観の押しつけをするものではありません。
26	総則等	道徳教育の充実として、全体計画を作成し人間としての在り方・生き方に関する学習を教科・科目等でも充実するとされていますが、教科の背景には学問があり、規範的なものに偏ると、教科・科目の目標が損なわれるおそれがあります。	高等学校の道徳教育については、従来から学校の教育活動全体を通じて行うこととしており、「各教科に属する科目、総合的な学習の時間及び特別活動それぞれの特質に応じて、適切な指導を行う」旨は、現行学習指導要領の規定と同様です。
27	総則等	国際的な潮流である学校週5日制の趣旨をふまえることが必要。	昨年1月の中央教育審議会答申でも提言されているとおり、学校週5日制は、学校、家庭、地域が連携して、子どもを育てるという理念のもと、社会全体の週休2日制の導入とともに長い時間をかけて段階的に導入されたものであること、国際的にも、ほとんどの国々で学校週5日制が導入されていることから、引き続き学校週5日制を維持することが適切とされています。
28	総則等	週5日制を廃止すべき。将来的に隔週週休二日制を復活すべき。	なお、現状においても、各学校の判断で土曜日等に様々な学習機会や体験・交流活動の機会を提供する取組は可能であり、実際に、約5割の公立高等学校において、進学や資格取得のための学習機会の提供が行われ、約1割の高等学校において、自然体験などの体験的な学習機会の提供がなされています。
29	総則等	長期的には、教員週5日勤務、生徒週6日授業を学校裁量で選択可能とすることなどの制度変更を考えると望ましい。	
30	総則等	国語、数学、外国語の必履修科目が設定されたことを評価するとともに、一部学習内容が中学校学習指導要領に移管したことを評価する。	今回の改訂では、高校生にとって最低限必要な知識・技能と教養とは何かという観点や、義務教育と高等学校との間の系統性を重視した円滑な接続を図るという観点を踏まえて改訂を行っており、今後、こうした趣旨の周知に努めてまいります。

意見番号	教科等	意見内容	回答
31	総則等	学校設定科目を開設する基準を厳しくするべき。	学校設定科目については、目標や内容等を各学校が定める際には、当該科目の属する教科の目標に基づく必要があるものとしています。また、学校設定教科の設定にあたっては、高等学校教育の目標及びその水準の維持に十分配慮する必要があるものとしています。
32	総則等	学校設定科目・教科の活用を教育課程編成の一般方針の中に明記すべき。	総則の第1款「教育課程編成の一般方針」では、「創意工夫を活かした特色ある教育活動を展開する中で(中略)個性を生かす教育の充実に努めなければならない」とされています。その上で、第5款「教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項」の中で、「教育課程の編成にあたっては、生徒の特性、進路等に応じた適切な各教科・科目の履修ができるようにし、このため、多様な各教科・科目を設け生徒が自由に選択履修することのできるよう配慮するものとする」と規定しています。
33	総則等	「総合的な学習の時間をもって各行事の実施に替えることができる」という規定を削除すべき。総合はしっかりと行うことが必要。	ご指摘の規定は、特別活動で体験活動等を行ったことをもって総合的な学習の時間の代替を認めるものではありません。あくまで、総合的な学習の時間の学習活動として適切に位置づけられた活動であることを前提とした上で、当該活動によって特別活動の学校行事と同様の成果が期待できる場合に、特別活動の学校行事の実施に替えることを認めているものです。この趣旨にそった運用がなされるよう趣旨の周知に努めてまいります。
34	総則等	「総合的な学習の時間をもって各行事の実施に替えることができる」という規定を評価する。	
35	総則等	総合的な学習の時間を2単位まで減可としたことは評価できる。	総合的な学習の時間の単位数については、標準単位数は現行と同様3～6単位とした上で、特に必要がある場合には、2単位とすることができるとしています。これは、例えば、各教科において知識・技能を活用する学習活動の一層の充実を図ることなどにより、教育課程全体でみたときに、総合的な学習の時間の目標を達成することが可能である場合には、その単位数を2単位に減ずることを可能としたものであり、今後、その趣旨等については解説等において明らかにしたいと考えています。
36	総則等	週当たりの授業時数は30単位時間を超えて授業を行うことができることは、土曜日や休業中などに授業を行うことを助長し、学校間格差につながるため反対。	現行においても、週当たりの授業時間数30単位時間は標準であり、それを超えて授業を行うことは可能です。今回の改訂は、それを明確に規定したものです。
37	総則等	週当たりの授業時数は30単位時間を超えて授業を行うことができるという規定を評価する。	
38	総則等	総則で義務教育段階の学習内容の定着のための学校設定科目設置が可能とすることは、学校間格差の拡大につながるため、このような規定はおくべきではない。	今回の改訂では、高等学校における義務教育段階の学習内容の学び直しについて総則に新たに規定を設けました。これは、学校や生徒の実態等に応じた教育課程の編成を促すものです。

意見番号	教科等	意見内容	回答
39	総則等	学習の遅れがちな生徒への対応について現状を踏まえ制度化することは評価する。教員の負担軽減への対策が必要。	今回の改訂では、学校や生徒の実態等に応じ、必要がある場合には、義務教育段階での学習内容の確実な定着が図れるように、具体的な配慮の方法を例示しています。文部科学省としては、こうした取り組みが適切に実施されるよう、必要な支援について今後検討してまいります。
40	総則等	高等学校において個別の教育支援計画を作成することが規定されたことは評価できるが、高等学校への特別支援教育コーディネーターの定数配置等が実施されないと、教員の負担となるのではないかと。	個別の指導計画の作成に当たっては、生徒の障害の状態等に応じて様式や内容等を工夫して作成するなどの弾力的な対応を通して、教師が多忙にならないよう配慮することとしています。文部科学省としては、教員の負担の軽減等に関し、必要な支援について今後検討してまいります。
41	総則等	総則に「キャリア教育」の文言が明記されたことを評価する。各教科等においてキャリア教育を充実すべき。	特別活動においては、従来からホームルーム活動の内容として「職業観・勤労観の育成」を盛り込むとともに、学校行事の中に勤労生産・奉仕の行事を位置付けるなど、キャリア教育の充実に資する内容を設けています。
42	総則等	将来の進路を見据えた職業教育・キャリア教育の充実が必要。	文部科学省としては、新学習指導要領の公示後、総則の規定を踏まえたキャリア教育が各学校において適切に推進されるよう、周知・徹底等を行ってまいります。
43	総則等	産業現場等における長期間の実習を取り入れるなど就業体験の機会を積極的に設けるとの規定に関し、引受先を確保する困難を考えると、行政機関や企業団体の積極的な協力を求めたい。	新学習指導要領の周知を図る際に、関係省庁との連携も図りつつ、都道府県教育委員会や企業等に対して、そのような協力を求めていきたいと考えています。
44	総則等	体験活動を充実させるべき。学校の置かれた地域や環境の違いに応じて、特色を出すべき。	総則の第1款の4において「学校においては、地域や学校の実態等に応じて、就業やボランティアにかかわる体験的な学習の指導を適切に行うようにし」と規定しています。
45	総則等	部活動を「学校教育の一環として」位置付けたことは一つの前進である。	部活動については、教育課程外の活動であるものの、学校教育活動の一環として高等学校教育において大きな意義や役割を果たしていることから、今回の改訂では、部活動の意義や留意点、配慮事項等を規定することとしています。
46	総則等	部活動の目的を「学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養」に限定することは、部活動の多様性を奪い道徳教育的に位置付けるものであり反対。	部活動の意義については、「学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資する」と規定しており、「学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養」のみに限定するものではありません。

意見番号	教科等	意見内容	回答
47	総則等	部活動に関する勤務の位置付けを明確にすべき。部活動が教職員の長時間過密勤務の要因の一つになっていることから、早急な条件整備が必要。	部活動はこれまでも学校教育の一環として行われてきており、今回の改訂で部活動の規定を設けたことにより部活動の位置付けや教員の職務との関係などが変更されるものではありません。部活動に係る条件整備に関しては、文部科学省としては、引き続き外部人材の活用に対する支援などの必要な支援に取り組んでまいります。なお、昨年10月から中央教育審議会において、今後の学校や教職員の在り方等について検討を進めており、その中で業務が増大する学校現場における今後の学校運営の在り方や教員の負担軽減策等について検討しています。
48	総則等	1科目を2以上の年次にわたって分割履修したときは、各年次ごとにその各教科・科目について履修した単位を修得したことを認定する「ものとする」との規定を「ことを原則とする」に改めた意味は何か。	1科目を2以上の年次にわたって分割履修したときは、各年次ごとに単位認定を行うことが原則ではありますが、例えば、1科目を2年次にわたって履修した場合であって、2年次の終わりに単位認定をすることが適当であるような場合には、そうすることも認めることを想定しています。
49	国語	古典に関する指導を充実するべき。	今回の改訂では、「国語総合」(4単位)を必履修科目とし、古典を教材とした授業時数と近代以降の文章を教材とした授業時数との割合はおおむね同等とするとともに、古典に関する科目については、古典に親しむ態度を育成する科目「古典A」(2単位)と、古典を読む能力を養い、古典についての理解や関心を深める科目「古典B」(4単位)とで構成するなど、古典に関する指導の充実を図っています。
50	国語	古典に関する指導では、漢文の指導が軽視される現状を改めるべき。	漢文の指導については、必履修科目である「国語総合」(4単位)等において、古典における古文と漢文との割合は一方に偏らないようにすることとしています。
51	国語 地理歴史 公民	「国語」「地歴・公民」を中心として新聞を指導に積極的に活用するべき。	例えば「国語総合」での「現代の社会生活で必要とされている実用的な文章」を読む活動や「国語表現」での「話題や題材などについて調べ」る活動などにおいて、新聞等の活用を取り入れることが考えられます。また、「地歴・公民」においては、情報を主体的に活用する学習活動を重視する観点から、新聞等の活用を学習活動に取り入れることを規定しています。
52	地理歴史	地理歴史科の必履修目は、世界史だけでなく、日本史や地理を加えるべき。その際、2科目を選択履修させるのではなく、3科目以上を選択させるべき。	地理歴史の必履修科目の在り方については、「小・中学校において、日本史や日本及び世界の地理の学習が行われているという現状を踏まえると、高等学校における現行の必履修科目の定めには一定の合理性がある」との中央教育審議会答申を踏まえ、現行と同様としています。なお、今回の改訂において、世界史の学習内容について、地理や日本史を含めた歴史への関心を高めるよう、地理や日本史と関連する内容を充実しています。

意見番号	教科等	意見内容	回答
53	地理歴史	日本建国の由来や神話についての教育を充実させるべき。	今回の改訂では、地理歴史科「日本史B」において「日本文化の黎明と古代国家の形成」を取り扱うことを規定しています。
54	地理歴史	我が国において宗教が果たしてきた役割を理解させると共に、宗教的情操をはぐくむ指導を行うべき。	今回の改訂では、地理歴史科「日本史A」及び「日本史B」において、「国民生活や文化の動向については、衣食住や風習・信仰などの生活文化についても扱うようにすること。」、公民科「倫理」において「日本人にみられる人間観、自然観、宗教観などの特質について、我が国の風土や伝統、外来思想の受容に触れながら、自己とのかかわりにおいて理解させ」と規定しています。
55	地理歴史	我が国の領土・領海の範囲(竹島、尖閣諸島など)についての我が国の立場を教え、国土に対する愛着や国土保全の心情を育むことが重要。	今回の改訂では、地理歴史科「地理A」において「日本の位置と領域についてとらえさせる」、「地理B」において「領土問題を大観させる」ことを規定しています。
56	公民	天皇と国民のつながりについて理解させ、天皇への敬愛の念を深める指導を行うことが必要。	今回の改訂では、公民科の「現代社会」及び「政治・経済」において、「天皇の地位と役割」を取り扱うことを規定しています。
57	公民	今回加えられた「天皇の地位と役割」についての記述を削除すべき。	今回の改訂では、公民科の改訂に際し、司法の役割の増大などに対応して、法に関する内容の充実を図っており、その一環として、「現代社会」「政治・経済」において、日本国憲法に示す「天皇の地位と役割」についても規定することとしたものです。
58	公民	主権者を育成する観点から、選挙や投票の意義に関する指導をより充実すべき。	今回の改訂では、公民科「現代社会」において、「政治参加の重要性について自覚を深めさせる。」、公民科「政治・経済」において、「選挙などに着目して、望ましい政治の在り方及び主権者としての政治参加の在り方について考察させる。」と規定しています。
59	公民 家庭	金融に関して主体的に判断する能力を身に付ける観点から、お金や金融に関する教育の充実を図るべき。	今回の改訂では、公民科「現代社会」において、「金融」については、金融制度や資金の流れなどにも触れること、「政治・経済」において、「金融の仕組みと働き」については、金融に関する環境の変化に触れること」と新たに規定するとともに、家庭科の各科目の内容に「生涯の生活設計」を新たに規定するなど、お金や金融に関する教育の充実を図っています。
60	公民	民主主義社会が国民の納税によって成り立っている事を理解させるべき。	今回の改訂では、公民科「現代社会」において「政府の役割と財政・租税」、「政治・経済」において「租税の意義と役割」を取り扱うことを規定しています。

意見番号	教科等	意見内容	回答
61	公民	国防意識の重要性を認識させ、世界の平和に対して自衛隊の果たしている役割について理解させることが必要。	今回の改訂では、公民科「現代社会」及び「政治・経済」において「我が国の安全保障と防衛及び国際貢献について理解させ」と規定しています。
62	公民	祝祭日の由来と意義を理解させることを学習指導要領に規定すべき。	国民の祝日の意義については、小学校社会科(第6学年)で取り扱うこととされています。高等学校では、「日本史A」及び「日本史B」において衣食住や風習・信仰などの生活文化を取り上げる際に学習することが考えられます。
63	数学	「行列」を削除すべきではない。	今回の改訂では、「数学活用」の数学的な表現の工夫の一つとして行列を扱うこととし、なぜ、行列を扱うことが有用なのか、実生活のどのようなところで活用できるのかといったことも含め、より実践的に使えるようにすることをねらいとしています。
64	数学	「数学 」、「数学 」、「数学 」、は、標準単位数に対し内容が多いのではないか。	今回の改訂では、各科目の指導内容は、単位数と内容の系統性やその分量などを総合的に勘案して定めています。たとえば、「数学 」、においては、新しく統計に関する内容を加えましたが、一方で現行学習指導要領の「数学 」、で扱っていた内容項目の一部を中学校に移行しています。
65	数学	「課題学習」の実施のためには、条件整備が必要。	今回の改訂では、生徒の主体的な学習を促し、数学のよさを認識させる指導を重視するため、「数学 」、「数学A」の内容に「課題学習」を位置付けました。具体的な「課題研究」の取組事例等は、今後、解説等で明らかにしたいと考えております。また、「課題学習」の円滑な実施のための条件整備については、今後検討してまいります。
66	数学	「数学A」の「整数の性質」は難しい分野であるため、大学入試に難問が出題されないよう留意すべき。	今後、各科目の詳しい指導内容については解説等で明らかにしたいと考えています。また、大学入学者選抜については、大学入試センターや各大学において今後検討されることとなりますが、文部科学省としては、改訂の趣旨を踏まえた問題の作成に配慮していただけるよう、趣旨の周知に努めてまいります。
67	数学	「数学 」と「数学A」など、2科目を履修する場合、2科目をあわせて1科目として扱えるようにすること。また、それを学校が選択できるようにすべき。	今回の改訂では、各科目の指導内容は、単位数と内容の系統性やその分量などを総合的に勘案して定めており、2つの科目を1つの科目として扱うことは想定していません。なお、複数の科目の内容を含む学校設定科目を設定することは可能ですが、学校設定科目の履修により必修科目の履修と同様の成果が期待できる場合において、必修教科の履修に代替することが認められているのは専門学科のみであり、それ以外の学科において学校設定科目で必修科目の履修に代えることはできません。

意見番号	教科等	意見内容	回答
68	数学	「数学」での統計の必修化を評価する。	急速に発展しつつある情報化社会においては、目的に応じて資料を収集して処理し、その傾向を読み取って判断することが求められます。そのため、中学校新学習指導要領においても統計に関する領域を追加しました。今回の改訂では、高等学校についても、データの分析の基本的な方法を理解し、これを用いてデータの傾向をとらえ説明することを通して、統計的な見方や考え方を培うため、「数学」に「データの分析」を位置付けて統計的内容を充実しました。
69	数学	数学で統計が必修的位置付けとなると、数学的能力が落ちることを懸念。	今回の改訂では、数学への興味・関心を高めたり、数学を活用する態度を育成したりすることを目的とし、数学の具体的な事象への活用を一層重視した科目として「数学活用」を新設しました。具体的な内容の例示等については、今後解説等で明らかにしたいと考えています。
70	数学	「数学活用」において、具体的な例示が必要。	今回の改訂では、小・中・高等学校を通じて理数教育の充実を図っています。数学、理科について、国際的な通用性や小中高の学習の円滑な接続等を図る観点から必要な指導内容の充実を図ったほか、数学には必修科目の数学などに「課題学習」を位置付けたり、理科において観察・実験や報告書の作成・発表を重視する改善を図ったところです。
71	数学・理科	理数系分野に重点を置き、実験を重視して探究心を育て、物事に対し事実を基にした論理的思考を育てるべき。	今回の改訂では、中学校理科の学習の成果を踏まえて、基礎的な科学的素養を幅広く養い、科学に対する関心をもち続ける態度を育てることを目指し、すべての生徒が3つ以上の領域の内容について学習する観点から必修科目を設定しました。なお、生徒の興味・関心や進路、学校の状況などを踏まえて適切な場合に、学校の判断で生徒に4領域の内容を学習させることは可能です。
72	理科	理科の基礎を付した科目を4科目全て履修させる。または、「科学と人間生活」を必修とすべき。	今回の改訂では、中学校との接続に配慮するとともに、基本的な概念や探究方法を学習する科目として「基礎を付した科目」を設け、「基礎を付した科目」の内容を基礎に、観察・実験、探究活動などを行い、より発展的な概念や探究方法を学習する科目として「物理」「化学」「生物」「地学」を設けています。例えば、「生物基礎」では物質としてのDNAの特徴を中心に扱い、「生物」では遺伝子の発現調節などの仕組みを中心に扱うこととしています。
73	理科	「生物基礎」と「生物」の連続性が不明確。「生物基礎」と「生物」の内容がむしろ逆ではないか。	「生物基礎」及び「生物」については、生命科学の発展などを踏まえた内容の見直しを行うとともに、「生物基礎」については、健康や環境など日常生活とかわりのある基礎的な内容で構成しています。各科目の指導内容は、単位数と内容の系統性やその分量などを総合的に勘案して定めています。
74	理科	「生物基礎」は、項目が多く観察・実験を行うと時間が不足するため、3単位にすべき。「生物」も内容過多である。	

意見番号	教科等	意見内容	回答
75	理科	「物理基礎」と「物理」の重複部分をなくすべき。中学校の理科からのスムーズな接続が必要。	今回の改訂では、中学校との接続に配慮し、中学校・高等学校を通じて「エネルギー」と関連付けて物理的な事物・現象を理解させることを重視した内容で構成しています。また、「物理基礎」は基本的な概念や探究方法を学習する科目、「物理」は「物理基礎」の内容を基礎に観察・実験、探究活動などを行い、より発展的な概念や探究方法を学習する科目と位置付け、内容を一部重複して取り扱うこととしています。例えば、「物理基礎」では学習内容を定性的に扱い、「物理」において定量的に扱うこととしています。
76	理科	「科学と人間生活」について、科学の原理から理解した上で、現在及び未来の科学技術と社会との関係について考察する能力や態度を育てることを目標とすべき。	「科学と人間生活」は、科学技術が人間生活に果たしてきた役割について観察・実験などを通して理解させ、科学的な見方や考え方を養うとともに、科学に対する興味・関心を高めることを目標としています。その内容として、現在、日常生活や社会の中で利用されている科学技術と人間生活とのかかわりについての認識を高めたり、これからの科学と人間生活との関わり方について考察する学習を位置付けています。
77	理科	いわゆる歯止め規定がなくなり、内容の取扱いが不明確な項目があるが、過度に高度にならないよう解説できるだけ具体的に示し、大学入試の出題に当たっては、一定の制約を求めるべき。	今後、各科目の指導内容の具体例などについては解説等で明らかにしたいと考えています。また、大学入学者選抜については、大学入試センターや各大学において今後検討されることとなりますが、文部科学省としては、改訂の趣旨を踏まえた問題の作成に配慮していただけるよう、趣旨の周知に努めてまいります。
78	理科	原子力発電に対する理解促進に資する学習内容を充実させるべき。	今回の改訂では、「物理基礎」で水力、化石燃料、原子力、太陽光などを源とするエネルギーの特性、利用についての取扱いを充実し、放射線及び原子力の利用とその安全性の問題も扱うこととしています。なお、放射線及び原子力の利用とその安全性の問題の扱いは、現行では選択科目の「物理」に位置付けられていますが、改訂後はより多くの生徒の履修が見込まれる「物理基礎」に位置付けています。
79	理科	「理科課題研究」で充実した課題研究を行うため、大学等の研究機関との連携等指導体制を整備すべき。また、学習指導要領にも具体的に示すべき。	今回の改訂では、理科の各科目の指導等に当たっては、大学や研究機関、博物館などと積極的に連携・協力を図ることを規定しています。
80	理科	生物において、地球環境や食料生産の学習を充実させるべき。	今回の改訂では、「生物基礎」及び「生物」はもとより、理科の各科目において、環境問題にかかわる内容等について、持続可能な社会をつくることの重要性も踏まえながら科学的な見地から取り扱うこととしています。食料生産については、「生物」の生態系の物質生産において扱うこととしており、また、バイオテクノロジーと関連して扱うことも可能となっています。

意見番号	教科等	意見内容	回答
81	保健体育	武道教育が重視されたことを評価する。保健体育全般でも礼節を重んじる態度を指導すべき。	今回の改訂では、我が国固有の伝統と文化により一層触れさせるため、中学校において必修化した武道の学習の基礎の上に、より深められる機会を確保するよう配慮することを規定しました。 また、「保健体育」の武道以外の領域においても、それぞれの特性に応じて、ルールやマナーを大切にしようとするなどについて、学習することとなっています。
82	保健体育	「体づくり運動」を各年次で7単位時間から10単位時間までを配当するという規定は細かすぎる。	御指摘を踏まえ、趣旨を明確化するため、「7～10時間程度を配当する」と改訂案を修正し、規定しました。
83	保健体育	HIVや性感染症の予防など性に関する適切な指導の充実を図ることが必要。	学校における性に関する指導については、総則において生徒の発達の段階を考慮し、学校教育活動全体を通じて、また、家庭や地域社会との連携を図りながら扱われるよう規定しています。また、保健の内容の取扱いにおいて「責任感を涵養することや異性を尊重する態度が必要であること、及び性に関する情報等への適切な対処についても扱うことに配慮する」と規定しています。
84	保健体育	保健においてヘルスプロモーションの考え方を提唱しているが、社会環境についてより重視すべきではないか。	個人の行動選択やそれを支える社会環境づくりが大切であるヘルスプロモーションの考え方を踏まえ、「健康の考え方」や「生涯の各段階における健康」において、社会環境などを重視する観点から「環境づくり」を新たに規定しました。
85	芸術	「芸術」の必修科目は3単位以上とするべき。	「芸術」の必修科目については、生徒の選択履修の幅をより一層拡大し、各学校が創意工夫を生かした教育活動を展開することのできる柔軟かつ多様な教育課程の編成が可能となるよう、現行と同様、その標準単位数は2単位としています。
86	芸術	「音楽」や「美術」と同様に、「書道」に関する専門教科を創設するべき。	「書道」に関する専門学科の設置状況等を踏まえ、今回の改訂においては創設していません。なお、学科の特色等に応じて、各学校の判断により「学校設定教科」として専門教科「書道」を設けることが可能です。

意見番号	教科等	意見内容	回答
87	外国語	授業は英語で行うことを基本とすることに賛成。	今回の改訂では、「生徒が英語に触れる機会を充実するとともに、授業を実際のコミュニケーションの場面とするため、授業は英語で行うことを基本とする」としています。現行学習指導要領の下では、「英語」において文法・訳読が中心となっているなど、4技能の指導において偏りがあるとの指摘を踏まえ、新学習指導要領の下では、授業の中で、生徒が英語で実際にコミュニケーションを行う機会を増やすことにより、コミュニケーション能力の一層の伸長を図ろうとするものです。その際、生徒が授業を理解できるよう「生徒の理解の程度に応じた英語を用いるよう十分配慮すること」としており、また、必要に応じて日本語を用いることを否定するものではありません。今後、改訂の趣旨や具体的な授業のイメージ等について、解説等で明らかにする予定です。
88	外国語	「授業は英語で行うことを基本とする」ことの趣旨を解説書等で明らかにすべき。	
89	外国語	授業は英語で行うことを基本とすることは、高等学校には多様な生徒がいるという現状を考えると、学校の裁量に任せられるべきことであり、反対。	
90	外国語	授業は英語で行うことを基本とすることは、教員の語学力不足の観点から疑問であり、授業方法の一つの選択肢にとどめるべき。	高等学校においては、英語の専門性を有する教員が指導するものであることから生徒の理解の程度に配慮しながら、英語で授業を行うことは一般的には可能であると考えております。特に準備が必要な教員については、新学習指導要領が実施される平成25年度に向け研修を深めていただくことが必要です。文部科学省においては、これまで、外国語指導助手の配置を支援する、都道府県等における研修を促す等の取組みを行ってきており、今後も、必要な施策の充実について検討してまいります。
91	外国語	英語で授業を行うためには、外国人教師の積極的な雇用など、指導体制、教材整備などの条件整備が必要。	
92	外国語	学習指導要領は大綱的な基準であるにもかかわらず、授業は英語で指導することを基本とし、指導方法にまで踏みこんでいることは問題。	今回の改訂では、「生徒が英語に触れる機会を充実するとともに、授業を実際のコミュニケーションの場面とするため、授業は英語で行うことを基本とする」としています。これは、新学習指導要領の下では、授業の中で、生徒が英語で実際にコミュニケーションを行う機会を増やすことにより、コミュニケーション能力の一層の伸長を図ろうとする趣旨を示したものであり、個別的具体的な指導方法に踏み込むものではないと考えています。
93	外国語	英語で授業を行うためには、中学校との連携が必要。	平成20年3月、小学校及び中学校の学習指導要領が改訂され、小学校において外国語活動が導入されるとともに、中学校において言語活動に取り込む時間を充実するため、外国語科の標準授業時数が週3コマから週4コマに増加することとなりました。今回の高等学校の学習指導要領の改訂では、小学校における外国語活動や中学校における外国語科の指導の充実も踏まえ、コミュニケーション能力を養うことを目標としています。今後、中学校と高等学校の連携が図られることは重要であると考えており、必要な施策の充実について検討してまいります。
94	外国語	英語を話す力の評価基準が重要。英語を話すことはどういうことか認識を示した上で、それを踏まえて要求されるスキルを学習指導要領で提示すべき。	今回の改訂では、外国語科の目標として「情報や考えなどを的確に理解したり適切に伝えたりするコミュニケーション能力を養う」ことを示しています。その評価の在り方については、今回の学習指導要領改訂の基本的な考え方を踏まえ、今後更に専門的な観点から検討することとしています。

意見番号	教科等	意見内容	回答
95	外国語	会話に偏ることなく、読解の軽視を改めるべき。	今回の改訂では、「情報や考えなどを的確に理解したり適切に伝えたりするコミュニケーション能力を養う」ことを目標としており、「聞く」「話す」「読む」「書く」の4技能のバランスの取れた育成を目指しています。
96	外国語	語彙数の充実は、扱える教材の幅が広がるものであり、賛成。	「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」(平成20年1月17日中央教育審議会答申)においても、コミュニケーション能力を高めるため、コミュニケーションにおける使用頻度の高い慣用表現や指導すべき語数を充実する方向で見直すと言われていたところであり、今後も、改訂の趣旨の周知等に努めてまいります。
97	外国語	英語において、言語に対する関心や理解を深めるためには、まず日本語を身に付け、日本語の知識を積極的に活用することが必要。	今回の学習指導要領の改訂では、小中高を通じて、各教科等における言語活動の充実により、国語力の向上を図ることを重視しています。外国語科においては、外国語科の目標として、言語や文化に対する理解を深めることを示しており、外国語の学習や外国語の使用を通して、学習している外国語や日本語、さらには言語一般の理解を深めたり、その外国語を使う人々や日本の文化、さらには文化一般についての理解を深めることも目指しています。
98	家庭	「家庭」の必修修科目は4単位以上とするべき。	「家庭」の必修修科目については、生徒の選択履修の幅をより一層拡大し、各学校が創意工夫を生かした教育活動を展開することのできる柔軟かつ多様な教育課程の編成が可能となるよう、現行と同様、その標準単位数は「家庭基礎」は2単位、「家庭総合」及び「生活デザイン」は4単位としています。
99	公民 家庭	公民科や家庭科において、具体的な契約トラブルとそれに対する対処方法が実践的な形で学習できるようにするため、消費者教育を充実させるべき。	今回の改訂では、公民科「現代社会」「政治・経済」において「消費者に関する問題」を扱うこと規定するとともに、家庭科のすべての科目において新たに「契約、消費者信用及びそれらをめぐる問題」を扱うことを規定するなど、消費者教育の充実を図ったところです。
100	家庭	男女共同参画社会の推進に寄与するため、男女平等教育を推進するべき。	文部科学省においては、男女共同参画社会を推進する観点から、今回の改訂においても、引き続き、家庭科の目標として「男女が協力して主体的に家庭や地域の生活を創造すること」を規定しているところです。
101	家庭	家族の愛情や家庭の価値をしっかりと認識し、社会や幼い命への責任感の涵養が行われるような教育を行うべき。	今回の改訂では、家庭科の各科目において、家族の一員としての役割を果たし家庭を築くことの重要性について考えさせることとするなど、家族や家庭に関する教育の充実を図っています。

意見番号	教科等	意見内容	回答
102	家庭	食品の安全について特にしっかりふれて欲しい。	今回の改訂では、家庭科の各科目において、食生活の安全に関する記述を盛り込むなど、食育の充実を図っています。
103	情報	各科目の履修方法について、原則として同一年次で履修することとすべきではない。	「社会と情報」及び「情報の科学」は、必修科目としての基本的な性格を有していることを踏まえ、高等学校段階における情報教育の基礎的な内容で構成される標準単位数2単位の科目です。そのため、実習などの実践的・体験的な学習を通して各科目の目標を達成するように配慮し、指導の効果を高めるためには、複数学年にわたって分割し、各年次1単位で履修させるより、同一年次で集中的に2単位を履修させることがより情報活用能力の定着を図る上で効果的であることから、同一年次で履修することとしています。
104	情報	各科目とも、総授業時数に占める実習に相当する授業時数の割合を明示すべきではないか。	情報活用能力を育て、確実に身に付けさせるためには、コンピュータや情報通信ネットワークなどを活用した実習を積極的に取り入れることが必要です。今回の改訂に当たって、義務教育段階でコンピュータや情報通信ネットワーク等の活用経験が浅い生徒でも十分履修することができることを想定して設置した「情報A」を発展的に解消し、2科目構成にしたことに伴い、現行の学習指導要領で明示していた各科目における実習への配当時間の割合を示さないこととしましたが、これは、情報活用能力の定着を図る上で重要性の高い、実習に相当する授業時数の割合を各学校の実情に応じて弾力的に設定できるようにしたためです。
105	農業	科目「森林科学」については、森林の人工林資源が保育の時代から「利用と更新」の時代に移行していることなどを踏まえ、目標を森林の「利用」と保全を図る能力と態度を育てるに改めることが適切と考えられる。	「森林科学」の目標に関しては、ご指摘も踏まえ、森林の保全はもとより森林の利用を図る能力と態度を育成することを明確にするため、「森林の保全と利用を図る能力と態度を育てる。」と改訂案を修正し、規定しました。
106	農業	科目「森林経営」の内容の取扱い(2)アの「多面的な森林の公益的機能」の表記に関して、森林の機能は、公益的機能と生産的機能が一体となっていることから、「多面的な森林の機能」と表記することが適切と考えられる。	ご指摘を踏まえ、「森林経営」の内容の取扱い(2)アについては、「多面的な森林の機能」と改訂案を修正し、規定しました。
107	農業	情報関係の科目や工業、商業の科目に知的財産に関する内容が位置付けられたことは評価するが、農業の科目にも「種苗法における品種登録や産業財産権など知的財産について取り扱うこと」と示すべきではないか。	ご指摘のとおり、知的財産に関する教育の充実を図ることは重要なことと考えています。農業に関しては、学習指導要領上明示はしていませんが、「農業経営」や「植物バイオテクノロジー」等の中で、種苗法における品種登録や産業財産権など知的財産について取り扱うことが考えられ、今後、そのような点については解説等で明らかにしたいと考えています。

意見番号	教科等	意見内容	回答
108	工業	科目「工業化学」の内容の(7)のイ油脂と石鹼の「石鹼」の表記については、「せっけん」と表記することが適切と考えられる。	ご指摘を踏まえ、「工業化学」の内容(7)のイについては、「油脂とせっけん」と改訂案を修正し、規定しました。
109	工業	科目「環境工学基礎」の内容の取扱い(2)のイのにおける「…環境に対するリスク…」の表記については、環境リスクに対する内容の取扱いであり、「環境リスク」と表記すべきではないか。	「環境工学基礎」の内容(2)の「イ 環境リスクと安全」については、産業の発展が環境に及ぼす影響や環境に関する評価、安全な生活を維持することの重要性などについて学習する内容であり、内容の取扱い(2)のイについては、その趣旨を明確にする観点から「…環境へのリスク…」と改訂案を修正し、規定しました。
110	商業	「コンピュータによる会計の処理」に関する表記が削除されているが、これまで学校教育で取り上げられており、また、企業でも広く導入されていることなどから、新しい学習指導要領でも積極的に取り入れるよう希望する。	「コンピュータによる会計の処理」に関する内容は、ご指摘のとおり重要なものと考えており、会計ソフトウェアの活用の広がりに対応するため、「ビジネス実務」の内容(1)のウ オフィス実務と情報化の中で、会計ソフトウェアの活用を扱うこととしています。また、「簿記」においてソフトウェアを活用した会計処理の利点を扱うことも考えられ、今後、このような点については解説等で明らかにしたいと考えています。
111	福祉	福祉の科目の目標や内容が「介護分野」に偏りすぎているように思われる。社会福祉分野に関する幅広い知識が修得できるような授業を展開することができるようにすることが重要と考える。	福祉については、今回の改訂において、介護分野における質の高い福祉サービスを提供できる人材の育成や介護福祉士にかかる資格制度の改正等を踏まえて、科目の目標や構成、内容の改善を図っています。このため、基本的には、介護福祉士の資格取得に必要な内容を習得できるように科目の構成や目標、内容を改善していますが、「介護分野」に関する内容だけでなく、高等学校で福祉を学ぶ意義や福祉を学ぶ上で必要と考えられる内容も関係する各科目の内容として位置付けています。
112	総合的な学習の時間	総合的な学習の時間を廃止すべき。	今回の改訂では、各教科・科目の中で、知識及び技能を活用する学習活動の充実を図ることとしており、こうした活動が各教科・科目において十分に実施されれば、小・中学校と同様、総合的な学習の時間は、より教科横断的・探究的な活動に特化しうるものと考えられることから、単位数について弾力的な取扱いとする趣旨で見直しを図りました。他方、20年1月の中央教育審議会答申では、総合的な学習の時間は、思考力・判断力・表現力をはぐくむ上で大きな役割を果たすものであることから、一層の充実を図る必要がある旨指摘されており、今回の改訂においても、教科の枠を超えた横断的・総合的な学習、探究的な活動を行う時間として教育課程に位置付けています。
113	総合的な学習の時間	総合的な学習の時間は縮小すべきではなく、指導体制等を整備して充実すべき。	今回の改訂では、各教科・科目の中で、知識及び技能を活用する学習活動の充実を図ることとしており、こうした活動が各教科・科目において十分に実施されれば、小・中学校と同様、総合的な学習の時間は、より教科横断的・探究的な活動に特化しうるものと考えられることから、単位数について弾力的な取扱いとする趣旨で見直しを図りました。他方、20年1月の中央教育審議会答申では、総合的な学習の時間は、思考力・判断力・表現力をはぐくむ上で大きな役割を果たすものであることから、一層の充実を図る必要がある旨指摘されており、今回の改訂においても、教科の枠を超えた横断的・総合的な学習、探究的な活動を行う時間として教育課程に位置付けています。
114	特別活動	「教科・科目等の指導」として、10分のホームルーム活動も認めるべき。	特定の学習活動を10分間程度の短い時間を活用して行う場合については、当該教科や学習活動の特質に照らし妥当かどうかの教育的な配慮に基づいた判断が必要であり、様々なテーマについて、話し合い活動等を通じて生徒の理解を深め、諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度等を育てることを目標とする特別活動(ホームルーム活動)について、その授業を毎日10分間程度の短い時間を活用して行うことは通常考えられません。

意見番号	教科等	意見内容	回答
115	特別活動	文化祭と並び、弁論大会・ディベート大会を実施すべき	今回の改訂では、特別活動の学校行事について、これまで「学芸的行事」とされていた行事を「文化的行事」として名称を改めましたが、ご指摘のような「弁論大会」や「ディベート大会」につきましても文化的行事の一環として実施することが可能です。
116	特別活動	特別活動のホームルーム活動、生徒会活動は生徒の自主性が尊重されるべき。	今回の改訂においても、ホームルーム活動、生徒会活動につきましては、各活動の目標を踏まえつつ、教師の適切な指導の下に、生徒の自発的・自治的な活動が効果的に展開されるようにすることとしています。
117	特別活動	話し合いによる合意形成の訓練を促す記述をすべき。	今回の改訂においては、言語活動の充実を図る観点から特別活動において「よりよい生活を築くために集団としての意見をまとめるなどの話し合い活動や自分たちできまりをつくって守る活動、人間関係を形成する力を養う活動などを充実するよう工夫すること」を新たに規定しています。

〔特別支援学校〕

意見番号	教科等	意見内容	回答
118	特別支援教育	個別の教育支援計画は、子どもや保護者の参画のもと、各学校が主体となり、子どもや学校、地域の実態等に応じて柔軟に作成されるべき。	個別の教育支援計画は、各学校の教職員の共通の理解の下に、一人一人に応じた適切な指導や必要な支援を一層進めるためのものであり、児童生徒の実態や各教科等の特質等を踏まえて、様式や内容等を工夫して作成することとしており、弾力的な対応を期待しているところです。
119	特別支援教育	個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成が義務付けられたが、作成することで教師の多忙化につながらないよう、簡略化が求められる。	これらの計画の作成に当たっては、児童生徒の障害の状態等に応じて様式や内容等を工夫して作成するなどの弾力的な対応を通して、教師が多忙にならないよう配慮することとしています。
120	特別支援教育	今回の改訂では、特別支援学校の児童生徒等に対して各教科等にわたる個別の指導計画の作成が義務付けられたが、通常の学級や特別支援学級における障害のある児童生徒に対しても作成を義務付けるべき。	特別支援学校においては、すでに自立活動や重複障害者の指導に当たって個別の指導計画の作成が義務付けられていますが、今回はこれを拡大し、すべての幼児児童生徒について、各教科等にわたる個別の指導計画の作成を義務付けました。一方、通常の学級では、これまで個別の指導計画の作成が義務付けられておらず、特別支援学校とは状況が異なることから、まずは個別の指導計画に対する理解啓発を進めることが大切だと考えています。
121	特別支援教育	個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成が義務付けられたが、現在作成している計画が生かせるようにすることが望ましいのではないか。	ご指摘のとおり、これらの計画の作成に当たっては、各学校が現在作成している計画を生かしつつ、様式や内容等を工夫することが大切です。今回の改訂で、作成を義務付けたことを踏まえ、趣旨の徹底を図ってまいります。
122	特別支援教育	個別の指導計画の作成が義務付けられたが、例えば、個々の障害名など、記入に際して慎重を要する内容が含まれているため、義務付けることについて再考すべき。	今回の改訂では、一人一人の実態に応じた支援を充実するため、各教科等において個別の指導計画を作成することとしました。個別の指導計画の作成に当たっての個人情報の取扱いについては、学習指導要領解説で明記することとしており、引き続き、これらの趣旨の徹底に努めてまいります。
123	特別支援教育	自立活動の目標については、発達の段階を考慮した視点や他の法令との整合性を図り、発達の段階に応じた記述にすべき。また、自立を目指すことに加え社会参加する資質を養うことを明記すべき。	自立活動については、個々の幼児児童生徒の障害の状態等に応じて指導することが大切であり、将来の自立や社会参加を目指し、早期から一貫した方針の下に指導ができるように幼稚部から高等部まで同じ目標や内容を示しています。
124	特別支援教育	自立活動の内容について、「人間関係の形成」の他者と自己に関する項目と、「コミュニケーション」のコミュニケーションと言語に関する項目について順序と内容の整理が必要。	自立活動の内容は、人間として基本的な行動を遂行するために必要な要素と障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素から整理されています。また、項目の順序については、基礎的なものから総合的・応用的なものへと配列しているところです。

意見番号	教科等	意見内容	回答
125	特別支援教育	「自己を肯定的にとらえる」という表現だけでは誤解を生じやすいのではないか。	「自己を肯定的にとらえる」とは、自分にもよいことがあると認めたり、よいところも悪いところも含めて自分を認めたりする感情を示しています。このことは、自立活動の指導において特に重視される必要があるため、今回の改訂で新たに規定しました。詳細については、学習指導要領解説において明記していく予定です。
126	特別支援教育	自立活動に「人間関係の形成」が新設されたが、人間関係の形成を阻害している原因が本人に帰せられることは適切ではない。	学習指導要領解説において、ICFの考え方を参考にするなどして、環境とのかかわりにも配慮すべきことを明記していく予定です。
127	特別支援教育	自閉症の障害特性に特化した指導について盛り込むべき。	特別支援学校において自閉症のある児童生徒の数が増加していることも踏まえ、見通しをもって学習できるようにしたり、教材・教具を工夫したりするなど、自閉症を併せ有する子どもの指導にも生かすことができるよう配慮事項を示しています。
128	特別支援教育	「共に生き」「共に学ぶ」という視点を盛り込むべき。	今回の改訂では、小中学校の学習指導要領の総則に、障害のある児童生徒などとの交流及び共同学習の推進について明示しました。また、特別支援学校の学習指導要領において、特別支援学校の児童生徒と小中学校の児童生徒などとの交流及び共同学習を計画的、組織的に行うことを新たに規定しました。引き続き、交流及び共同学習を通して、双方の相互理解を促進することに努めてまいります。
129	特別支援教育	障害は克服するものではなく、共存するものであるので、「障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服」という表現から、「克服」を削除してはどうか。	「障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する」とは、子どもの実態に応じ、その障害によって生じるつまずきや困難を軽減しようとしたり、また、障害があることを受容したりするという観点から示しているものです。
130	特別支援教育	中央教育審議会答申(平成20年1月17日)に示されたICFの視点は、学習指導要領にどのように反映されたのか。	ICFの障害のとらえ方は、自立活動の指導においても考慮されており、この点については学習指導要領解説において明記していく予定です。
131	特別支援教育	特別支援学校(知的障害)高等部に専門教科「福祉」が新設されるが、教員免許や研修者など指導者の体制が十分整備されていない。	特別支援学校(知的障害)高等部において専門教科「福祉」が新設されたことを踏まえ、特別支援学校教諭免許状の保有率の向上を図ったり、各種研修等を通じて教員の専門性を向上させたりするなどして、新設した「福祉」の教育が適切に行われるよう努めてまいります。
132	特別支援教育	特別支援学校高等部における長期の現場実習は、実習期間中の学校行事に参加できなくなったり、授業を受けられなくなったりするなど、デメリットも多い。	企業等における現場実習は、生徒の職業観や勤労観を育成し、学校生活から社会生活への円滑な移行を進める上で極めて重要です。現場実習は、教育課程に位置付けられた授業として行われています。各学校で現場実習を行うに当たっては、現場実習とそれ以外の教科等のバランスに配慮して教育課程を編成することが大切です。

意見番号	教科等	意見内容	回答
133	特別支援教育	すべての子どもが自己実現をし、社会の中で多くの人々とともに生きていくための職業教育を充実させるべき。	今回の改訂では、地域や産業界等と連携し、職業教育や進路指導の充実を図ることを規定しました。障害のある児童生徒が自立と社会参加を目指すため、特に、特別支援学校(知的障害)高等部における専門教科として「福祉」を新設しました。引き続き、職業教育の充実に努めてまいります。
134	特別支援教育	高等部においてキャリア教育を推進するに当たり、校内の組織体制や関係機関との連携などが規定されたが、各学校では関係機関との連携の実態を踏まえながら、校内体制を整備しているのが実情なので、あえて規定する必要はないのではないかと。	今回は、キャリア教育の重要性を踏まえ、高等学校の改訂に準じた改訂を行いました。ご指摘のとおり、すでに校内の組織体制の整備や関係機関との連携が行われている学校もありますが、より一層の推進を図ることが大切だと考えます。
135	特別支援教育	高等学校に在籍する発達障害のある生徒には、特別支援学校の学習指導要領の内容を適用できるようにしてほしい。	高等学校の通常の学級に在籍している生徒の中には、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導が必要な生徒がいます。こうした生徒の指導に当たっては、特別支援学校の「自立活動」の内容を指導することはできませんが、これを参考として指導の工夫を行うことは可能です。
136	特別支援教育	交流及び共同学習を推進するため、全ての小・中・高等学校のユニバーサルデザイン化が不可欠。	小学校や中学校においては、障害者に配慮してスロープやエレベーターなどの設置が進んでいるところです。今回の改訂において、特別支援学校の児童生徒と小中学校の児童生徒などとの交流及び共同学習を計画的、組織的に行うことを示しました。これまでも事例集やガイドにおいて具体的な取組事例を示すなどしてきましたが、引き続き、交流及び共同学習の趣旨の徹底に努めてまいります。
137	特別支援教育	特別支援学校が、地域の実態や家庭の要請等により保護者等に対して教育相談を行うことが規定されているが、特別支援学校が主体的に地域の学校に働きかけることができるような内容にしてほしい。	特別支援学校のセンターとしての役割には、小中学校等の要請に応じて、必要な助言又は援助を行うことのほか、児童生徒や保護者等に対して教育相談を行ったり、地域の小中学校等と連携して、個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成の支援など、それぞれの学校の有する専門性を生かした指導や支援を進めたりすることなども含まれています。
138	特別支援教育	生徒の二次障害について盛り込むべき。	今回の改訂は、障害の重度・重複化、発達障害を含む多様な障害に応じた指導を充実する観点から行いました。ご指摘の二次的な障害については、これを含む学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導領域である自立活動において、指導することが可能です。
139	特別支援教育	校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名など、特別支援教育の体制整備が学校種や地域によって異なる状況であるため、整備を徹底してほしい。	各学校において校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名などがしっかりと行われるよう、関係事業等を通して、各都道府県教育委員会に指導しているところです。引き続き、各学校において特別支援教育の体制整備が一層推進されるよう努めてまいります。

意見番号	教科等	意見内容	回答
140	特別支援教育	幼稚園教育要領では、「学習」ではなく、「遊び」という文言を使っているの で、特別支援学校幼稚部教育要領の自立活動のねらいにおいて、「学習」 という文言を使うのは適切ではない。	幼稚園教育要領において、「遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う 重要な学習」であることが示されていることから、幼稚部教育要領の自立活動 において、「学習」という表現を用いることは、この趣旨に沿っているものと考え ます。
141	特別支援教育	各部ごとに移行期間が異なると学校が混乱するため、小学部・中学部の 移行措置を、高等部と合わせて平成22年度からとすべき。	今回の改訂においては、可能なものはできる限り早期に実施することを基本 方針としています。高等部の自立活動については、例えば、小学部・中学部の 学習指導要領の自立活動の内容を参考として、指導内容の工夫を行うことな どが考えられます。
142	特別支援教育	特別支援学校(知的障害)高等部において、知的障害が軽度の場合に は、高等学校に準ずる教育課程の編成を可能とすべき。	知的障害の程度が軽度であっても、高等学校の教育課程で対応することがで きないため、特別支援学校(知的障害)の教育課程を設定することが重要で す。ただし、知的障害の状態等に応じて、学校設定教科・科目を設定し、発展 的な内容を指導することも可能です。

20文科初第1312号
平成21年3月9日

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会
各都道府県知事
各指定都市市長
附属学校を置く各国立大学長
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた地方公共団体の長

殿

文部科学事務次官
銭谷 眞美

(印影印刷)

高等学校学習指導要領の全部を改正する告示等の公示 及び移行措置について(通知)

このたび、平成21年3月9日文部科学省令第3号をもって、別添1のとおり学校教育法施行規則の一部を改正する省令(以下「改正省令」という。)が制定され、また、文部科学省告示第34号をもって、別添2のとおり、高等学校学習指導要領の全部を改正する告示(以下「新学習指導要領」という。)が公示されました。

また、現行の高等学校学習指導要領(平成11年文部省告示第58号)(以下「現行学習指導要領」という。)から新学習指導要領に移行するために必要な措置(以下「移行措置」という。)について、平成21年3月9日文部科学省告示第38号をもって、別添3のとおり、平成21年4月1日から新高等学校学習指導要領が適用されるまでの間における現行高等学校学習指導要領の特例を定める件(以下「特例告示」という。)が定められました。

今回の改正は、教育基本法及び学校教育法の改正を受け、これらにおいて明確にされた教育の目的及び目標に基づき、平成20年1月17日の中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」(以下「答申」という。)を踏まえ、高等学校の教育課程の基準の改善を図ったものです。本改正の概要並びに移行措置の概要及び留意事項は下記のとおりですので、十分に御了知いただき、これらに基づく適切な教育課程の編成・実施及びこれらに伴い必要となる教育条件の整備を行うようお願いいたします。

また、各都道府県教育委員会におかれては、所管の高等学校(中等教育学校の後期課程

を含む。以下同じ。) 域内の高等学校を所管する指定都市を除く市町村教育委員会及びその他の教育機関に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の高等学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の高等学校及び学校法人等に対して、国立大学長におかれては、その管下の高等学校に対して、本改正の概要並びに移行措置の概要及び留意事項について周知を図るとともに、必要な指導等をお願いします。

なお、本通知については、関係資料と併せて文部科学省のホームページに掲載しておりますので、御参照ください。

別途、国公私立大学長及び独立行政法人大学入試センター理事長に対し、大学入学者選抜について新学習指導要領の趣旨を踏まえ適切に実施されるよう、別添4のとおり通知を發出しておりますので御了知ください。

記

1. 改正の概要

(1) 高等学校の教育課程の基準の改善の基本的な考え方

今回の教育課程の基準の改善は、教育基本法及び学校教育法の改正を受け、これらにおいて明確となった教育の目的及び目標に基づき、答申を踏まえ、次の方針に基づき行ったものであること。

教育基本法改正等で明確となった教育の理念を踏まえ、「生きる力」を育成すること

- ・ 「知識基盤社会」の時代においてますます重要となる「生きる力」という理念を継承し、また、「生きる力」を支える「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和を重視したこと。
- ・ 教育基本法及び学校教育法の改正により明確となった教育の理念を踏まえ、学校教育においては、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、公共の精神を尊び、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献する主体性ある日本人を育成することを明確にしたこと。これを踏まえ、伝統や文化に関する教育や道徳教育、体験活動、環境教育等を充実したこと。

知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視すること

- ・ 各教科、総合的な学習の時間及び特別活動(以下「各教科等」という。)において、基礎的・基本的な知識・技能の習得を重視した上で、観察・実験やレポートの作成、論述など知識・技能の活用を図る学習活動を充実し、思考力・判断力・表現力等の育成を重視したこと。
- ・ あらゆる学習の基盤となる言語に関する能力について、国語科のみならず、各教科等においてその育成を重視したこと。
- ・ これらの学習や勤労観・職業観を育てるためのキャリア教育などを通じ、学習意欲を向上するとともに、学習習慣の確立を図るものとしたこと。

道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること

- ・ 体験活動を活用しながら、道徳教育や体力の向上についての指導、安全教育や食育などを発達段階に応じ充実し、豊かな心や健やかな体の育成を図るものとしたこと。

(2) 主な改善事項

共通性と多様性のバランスの重視

- ・ 高等学校教育における共通性と多様性のバランスを重視し、国語、数学及び外国語の各教科について共通必修科目を設定するとともに、理科について必修科目の履修の柔軟性を向上させたこと。(別紙1参照)

義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るための学習機会を設けることを促進

- ・ 中学校と高等学校の円滑な接続の観点から、必要に応じて義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るための指導を行うことにより、高等学校段階の学習に円滑に移行することを重視したこと。

言語活動の充実

- ・ 言語は、知的活動やコミュニケーション、感性・情緒の基盤であることから、国語科において適切に表現し的確に理解する能力や伝え合う力を育成し、我が国の言語文化への関心を深めるとともに、各教科等における批評、論述、討論といった学習活動を充実したこと。

理数教育の充実

- ・ 科学技術の土台である理数教育の充実を図るため、近年の新しい科学的知見に関する内容を充実するとともに、数学科において統計に関する内容を必修化したり、指導内容と日常生活や社会との関連を重視する科目を新設したりするなどの改善を図ったこと。

伝統や文化に関する教育の充実

- ・ 国際社会で活躍する日本人の育成を図るため、各教科等において、我が国や郷土の伝統や文化を受け止め、それを継承・発展させるための教育を充実したこと。
- ・ 具体的には、国語科での古典、地理歴史科及び公民科での歴史や宗教に関する学習、保健体育科での武道、芸術科での伝統音楽や我が国の美術文化などに関する指導を充実したこと。

道徳教育の充実

- ・ 学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育について、全教師が協力して効果的に展開できるようにするため、その全体計画を作成することとしたこと。
- ・ 公民科、特別活動などにおいて、人間としての在り方生き方に関する学習を充実したこと。

体験活動の充実

- ・ ボランティア活動などの社会奉仕体験に関する活動や就業体験に関する活動の充実を図ったこと。

- ・ 職業教育において、産業現場等における長期間の実習を取り入れるなどの就業体験の機会を積極的に設けることを明記したこと。

外国語教育の充実

- ・ 外国語科に属する科目のうちコミュニケーション英語 及び において、指導する語数の充実を図ったこと。
- ・ 生徒が英語に触れる機会を充実するとともに、授業を実際のコミュニケーションの場面とするため、授業は英語で行うことを基本とすることとしたこと。その際、生徒の理解の程度に応じた英語を用いるよう十分配慮するものとしたこと。

職業に関する教科・科目の改善

- ・ 職業人としての規範意識や倫理観、技術の進展や環境、エネルギーへの配慮、地域産業を担う人材の育成等、各種産業で求められる知識と技術、資質を育成する観点から科目の構成や内容を改善したこと。

(3) 施行及び適用の時期

新学習指導要領は、平成25年4月1日に施行し、同日以降高等学校に入学した生徒に係る教育課程から適用すること（学校教育法施行規則第91条（同令第113条第1項で準用する場合を含む。）の規定により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。以下同じ。）。

2. 移行措置の概要及び留意事項

(1) 移行措置の概要

平成21年度から新学習指導要領が適用されるまでの間における移行措置の概要は、以下のとおりであるが、改正省令附則及び特例告示に従い、適切に教育課程の編成・実施を行うこと。（別紙2参照）

平成21年度以降に入学した生徒に係る教育課程の移行措置

福祉科については、各学校の判断により、その全部又は一部を新学習指導要領によることができること。

平成22年度からの移行措置

ア 総則については、現行学習指導要領第1章第2款「各教科・科目及び単位数等」及び第3款「各教科・科目の履修等」に規定するものを除き、原則として、新学習指導要領によること。

イ 総合的な学習の時間については、その単位数の扱いを含め、新学習指導要領によること。

ウ 特別活動については、新学習指導要領によること。

エ 保健体育、芸術、体育、音楽及び美術の各教科については、各学校の判断により、その全部又は一部を新学習指導要領によることができること。

平成24年度以降に入学した生徒に係る教育課程の移行措置

数学、理科及び理数の各教科については、新学習指導要領によること。

(2) 留意事項

平成21年度以降に入学した生徒に係る教育課程の移行措置の留意事項

福祉科の指導に当たっては、平成21年度の入学生に係る教育課程から、新学習指導要領による指導も可能となっているが、これは、平成24年度に予定される介護福祉士の受験資格要件の変更に対応したものであることを踏まえ、生徒の進路等に応じて適切な履修が可能となるよう配慮すること。

平成22年度からの移行措置の留意事項

ア 平成22年度から平成24年度までの間の教育課程の編成・実施に当たっては、新学習指導要領第1章第1款「教育課程編成の一般方針」及び第5款「教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項」の規定を踏まえ、その趣旨の実現を図ること。

イ 総合的な学習の時間及び特別活動については、新学習指導要領の規定に従い、適切な指導が行われるようにすること。

ウ 総合的な学習の時間の単位数について、特に必要がある場合には2単位とすることができると規定しているが、これは、今回の改訂では各教科・科目において知識・技能の活用を図る学習活動の充実が図られることを踏まえ、各学校の教育課程の中で各教科及び当該教科に属する科目（学校設定科目及び学校設定教科を含む。）において知識・技能の活用を図る学習活動や探究的な学習活動等の充実が十分に図られている場合など、総合的な学習の時間を標準単位数で実施したときと同様にその目標が達成できると見込まれる場合に限り認められるものであることに留意すること。

平成24年度以降に入学した生徒に係る教育課程の移行措置の留意事項

数学、理科及び理数の各教科の指導については、新学習指導要領の規定に従い、適切な指導が行われるようにすること。

その他

平成22年度以降に高等学校に入学する生徒には、中学校を卒業する年度の違いにより、中学校学習指導要領（平成10年文部省告示第175号）により学習した生徒や、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間における中学校学習指導要領の特例を定める件（平成20年文部科学省告示第99号）で定める特例により学習した生徒がいることを踏まえ、高等学校に入学する生徒が中学校の各学年で履修した各教科の内容を踏まえた適切な指導が行われるよう、指導計画等の作成に当たって十分配慮すること。

3 . 関連事項

(1) 新学習指導要領の周知・徹底

新学習指導要領の理念が各学校において実現するためには、各高等学校の教職員が新学習指導要領の理念や内容についての理解を深める必要がある。このため、文部科学省としては平成21年度に集中的に周知・徹底を図ることとしており、各教育委員会等においても、新学習指導要領に関する説明会や研修会を開催するなど、教職員に対して周知・徹底を図ること。

また、学習指導要領は大綱的な基準であることから、その記述の意味や解釈などの詳細については、文部科学省が作成・公表する学習指導要領解説において説明することを予定している。このため、学習指導要領解説を活用して、教職員が学習指導要領についての理解を深められるよう周知・徹底を図ること。

(2) 新学習指導要領への円滑な移行等

平成24年度の入学生に係る教育課程は、数学、理科及び理数の各教科の必履修科目の構成やその標準単位数に変更がある。このことを踏まえ、各学校においては、必要に応じ、他教科も含めた教育課程全体を見通して教育課程の見直しを行うなどの配慮をすること。

また、各高等学校及び教育委員会等においては、平成24年度及び平成25年度からの新学習指導要領に基づく各教科の指導を円滑に実施できるよう、各学校や生徒の状況に応じた指導計画の作成、教員研修の充実などの準備を計画的に進めること。さらに、指導体制、教材、学校図書、学校施設・設備、ICT環境などの整備や、外部人材の活用、学校の事務負担の軽減を図ることにも留意すること。

[参考] 文部科学省ホームページアドレス

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/index.htm

(ホーム > 教育 > 小学校、中学校、高等学校 > 新しい学習指導要領)

本件担当：
文部科学省 電話：03（5253）4111（代表）
（下記以外）
初等中等教育局 教育課程課（内線2367）
（職業教育関係）
初等中等教育局 参事官付（内線2904）
（体育関係）
スポーツ・青少年局 企画・体育課（内線2674）
（保健関係）
スポーツ・青少年局 学校健康教育課（内線3380）

高等学校の各学科に共通する教科・科目等及び標準単位数

〔改訂後〕

〔現行〕

教科	科目	標準単位数	必修科目
国語	国語総合	4	2単位まで減可
	国語表現	3	
	現代文A	2	
	現代文B	4	
	古典A	2	
	古典B	4	
地理歴史	世界史A	2	丁
	世界史B	4	
	日本史A	2	
	日本史B	4	
	地理A	2	
	地理B	4	
公民	現代社会	2	「現代社会」又は「倫理」・「政治経済」
	倫理	2	
	政治経済	2	
数学	数学	3	2単位まで減可
	数学	4	
	数学	5	
	数学A	2	
	数学B	2	
	数学活用	2	
理科	科学と人間生活	2	「科学と人間生活」を含む2科目又は基礎を付した科目を3科目
	物理基礎	2	
	物理	4	
	化学基礎	2	
	化学	4	
	生物基礎	2	
	生物	4	
	地学基礎	2	
	地学	4	
	理・情報研究	1	
保健体育	体育	7~8	
	保健	2	
芸術	音楽	2	丁
	音楽	2	
	音楽	2	
	美術	2	
	美術	2	
	美術	2	
	工芸	2	
	書道	2	
	書道	2	
	書道	2	
外国語	コミュニケーション/英語基礎	2	2単位まで減可
	コミュニケーション/英語	3	
	コミュニケーション/英語	4	
	コミュニケーション/英語	4	
	英語表現	2	
	英語表現	4	
	英語会話	2	
家庭	家庭基礎	2	丁
	家庭総合	4	
	生活デザイン	4	
情報	社会と情報	2	丁
	情報の科学	2	
総合的な学習の時間		3~6	2単位まで減可

教科	科目	標準単位数	必修科目
国語	国語表現	2	丁
	国語表現	2	
	国語総合	4	
	現代文	4	
	古典	4	
	古典鑑賞	2	
地理歴史	世界史A	2	丁
	世界史B	4	
	日本史A	2	
	日本史B	4	
	地理A	2	
	地理B	4	
公民	現代社会	2	「現代社会」又は「倫理」・「政治経済」
	倫理	2	
	政治経済	2	
数学	数学基礎	2	丁
	数学	3	
	数学	4	
	数学	3	
	数学A	2	
	数学B	2	
理科	理・基礎	2	2科目 （「理科基礎」「理科総合A」又は「理科総合B」を少なくとも1科目含む。）
	理・総合A	2	
	理・総合B	2	
	物理	3	
	物理	3	
	化学	3	
	化学	3	
	生物	3	
	生物	3	
	地学	3	
地学	3		
保健体育	体育	7~8	
	保健	2	
芸術	音楽	2	丁
	音楽	2	
	音楽	2	
	美術	2	
	美術	2	
	美術	2	
	工芸	2	
	書道	2	
	書道	2	
	書道	2	
外国語	オーラル・コミュニケーション	2	丁
	オーラル・コミュニケーション	4	
	英語	3	
	英語	4	
	リーディング	4	
	ライティング	4	
家庭	家庭基礎	2	丁
	家庭総合	4	
	生活芸術	4	
情報	情報A	2	丁
	情報B	2	
	情報C	2	
総合的な学習の時間		3~6	

対象	教科等	特例の内容	適用される規定	適用されない規定
平成21～24年度の入学生に係る教育課程	福祉	学校の判断により、福祉の各科目及びその内容等の全部又は一部を新学習指導要領によることができる。 新学習指導要領に基づく科目「介護総合演習」についても「総合的な学習の時間」の代替が可能。	改正後の学校教育法施行規則（以下、「新省令」という。）別表第3(2)の福祉の項の各科目 新学習指導要領第1章第2款の3の表福祉の欄の各科目 現行学習指導要領第1章第4款の7に「介護総合演習」を追加 新学習指導要領第3章第8節	
平成22～24年度に在籍するすべての生徒に係る教育課程	総則	原則として、新学習指導要領による。ただし、各教科・科目及び単位数等、各教科・科目の履修等に関する内容は現行学習指導要領による。（数学、理科、福祉、理数及び総合的な学習の時間については、別に定める特例に従う。）	新学習指導要領第1章第1款、第4款、第5款、第6款並びに第7款の2、4及び5	現行学習指導要領第1章第1款、第5款、第6款、第7款並びに第8款の2、4及び5
	保健体育 芸術 体育 音楽 美術	学校の判断により、内容の全部又は一部を新学習指導要領によることができる。	新学習指導要領第2章第6～7節及び第3章第10～12節	現行学習指導要領第2章第6～7節及び第3章第10～12節
	総合的な学習の時間	新学習指導要領による。特に必要がある場合は2単位に減可。	新学習指導要領第1章第2款の2の表総合的な学習の時間の欄及び第3款の1の(2) 新学習指導要領第4章	現行学習指導要領の総則第4款(7を除く。)
	特別活動	新学習指導要領による。	新学習指導要領第5章	現行学習指導要領第4章
平成24年度の入学生に係る教育課程	数学 理科	新学習指導要領による。	新省令別表第3(1)の数学及び理科の項 新学習指導要領第1章第2款の2の表数学及び理科の欄	現行学校教育法施行規則（以下、「現行省令」という。）別表第3(1)の数学及び理科の項

		<p>新学習指導要領第 1 章 第 3 款の 1 の(1)の工及び 才</p> <p>新学習指導要領第 2 章 第 4 節及び第 5 節</p>	<p>現行学習指導要領 第 1 章第 2 款の 2 の 表数学及び理科の欄</p> <p>現行学習指導要領 第 1 章第 3 款の 1 の (4)及び(5)</p> <p>現行学習指導要領 第 2 章第 4 節及び第 5 節</p>
理数	新学習指導要領による。	<p>新省令別表第 3 (2)の 理数の項</p> <p>新学習指導要領第 1 章 第 2 款の 3 の表理数の欄</p> <p>新学習指導要領第 3 章 第 9 節</p>	<p>現行省令別表第 3 (2)の理数の項</p> <p>現行学習指導要領 第 1 章第 2 款の 3 の 表理数の欄</p> <p>現行学習指導要領 第 3 章第 9 節</p>

(別添4)
20文科初第1312号
平成21年3月9日

各 国 公 私 立 大 学 長 } 殿
独立行政法人大学入試センター理事長 }

文部科学事務次官
銭 谷 眞 美

(印影印刷)

高等学校学習指導要領の全部を改正する告示等の公示 及び移行措置について(通知)

このたび、平成21年3月9日文部科学省令第3号をもって、別添1のとおり学校教育法施行規則の一部を改正する省令(以下「改正省令」という。)が制定され、また、文部科学省告示第34号をもって、別添2のとおり、高等学校学習指導要領の全部を改正する告示(以下「新学習指導要領」という。)が公示されました。

また、現行の高等学校学習指導要領(平成11年文部省告示第58号)(以下「現行学習指導要領」という。)から新学習指導要領に移行するために必要な措置(以下「移行措置」という。)について、平成21年3月9日文部科学省告示第38号をもって、別添3のとおり、平成21年4月1日から新学習指導要領が適用されるまでの間における高等学校学習指導要領の特例を定める件が定められました。

本改正及び移行措置の概要並びにそれらの留意事項の詳細については、各都道府県教育委員会等に対し、別添4のとおり通知を發出しておりますので、御了知いただくとともに、特に大学入学者選抜については、下記の事項を踏まえた上で適切に実施されるよう御配慮願います。

なお、学習指導要領改訂に関する資料については、文部科学省のホームページに掲載しておりますので、御参照ください。

記

1. 各教科等に共通した主な改善事項等

- (1) 新高等学校学習指導要領においては、知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスに配慮し、基礎的・基本的な知識・技能の習得を図った上で、観察・実験やレポートの作成、論述など知識・技能の活用を図る学習活動を充実することにより、思考力・判断力・表現力等の育成について一層重視したこと。
- (2) あらゆる学習の基盤となる言語に関する能力の育成を重視し、国語科において適切に表現し的確に理解する能力や伝え合う力を育成し、我が国の言語文化への関心を深めるとともに、他の教科等においても批評、論述、討論といった学習活動(言語活動)を充実したこと。
- (3) 上記(1)及び(2)の改善が図られること踏まえ、平成20年1月17日の中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」において、大学入学者選抜の改善について「入学者選抜において、基礎的・基本的な知識・技能の習得とともに、思考力・判断力・表現力等についてもバランスよく問い、これらの力を高等学校教育と大学教育が連携して育むことが重要である。このことは大学教育の改善にとっても極めて重要である」と指摘がなされていること。

2 . 必履修科目の構成に関する事項

- (1) 国語、数学及び外国語の各教科については、共通必履修科目を設定したこと。
- (2) 理科について必履修科目の履修の柔軟性を向上させたこと。

3 . 移行措置等に関する事項

- (1) 総則に規定する教育課程編成の一般方針や配慮事項については、平成22年度から新学習指導要領によること。ただし、各教科の科目及びその単位数や必履修科目の構成については、下記(2)及び(3)に示す取扱いとなるまでは現行学習指導要領によること。
- (2) 数学、理科及び理数の各教科については、平成24年度に入学する生徒に係る教育課程から新学習指導要領によることとされていること。このため、平成26年度に高等学校を卒業する生徒を対象とする大学入学者選抜においては、当該生徒はこれらの教科については新学習指導要領の科目を履修し、他の教科については現行学習指導要領の科目を履修していることに特に留意する必要があること。
- (3) 平成25年度以降に入学する生徒に係る教育課程からすべての教科等について新学習指導要領によることとされていること。このため、平成27年度以降に高等学校を卒業する生徒を対象とする大学入学者選抜においては、当該生徒はすべての教科について新学習指導要領の科目を履修していることに留意する必要があること。

〔参考〕文部科学省ホームページアドレス

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/index.htm

（ホーム＞教育＞小学校、中学校、高等学校＞新しい学習指導要領）

本件担当：

文部科学省 電話：03（5253）4111（代表）

初等中等教育局 教育課程課（内線2367）

高等教育局大学振興課大学入試室（内線2495）